

土地改革に關する一試論

並木正吉

目

- まえがき
 第一節 資本主義化の型と封建的土地位所有との關係に就いて
 第二節 わが國土地位所有の封建性に就いて
 第三節 土地改革の評價に就いて

まえがき

この小論は、土地改革の意味を研究するに際して、その問題的看點を定めることを目的とし、先學の諸業績に基ずきつゝ筆者の見解を一應まとめてみたものである。その性質から云つて覺書きに過ぎないのであつて、引用句の多いのはその爲めでもあるが、この片句によつて原著者の全見解を正當な位置に於いて把握したつもりはなく、専ら筆者の思索の手がかりとして用いたに止るのである。

第一節に於いては、理論的準備として、最近のわが國の比較經濟史學の初期的業績に依據しつゝ、資本主義化の型と封建的土地位所有の止揚の關係を、歴史法則的に考察した。土地改革を論するとき、最近の西歐經濟史の研究史は無視することの出來ない示唆をもつてゐる。十數年前、正しい方法論に立つて論争を進めていたと思われる先輩が、現

在資本主義化に就いて誤れる理解の仕方を示しているのは、理解の仕方が具体的でながつたことに起因するものではあるまいかと思われる所以である。この型の正當な理解なくしては、筆者もわが國の土地所有に於ける封建性を見失つたであろう。

第二節に於いては、わが國の土地所有の封建性が、商業資本——問屋制資本——産業資本なるシエーマ、即ち商業資本あるところ自ら必然的に資本主義ありとする見解を批判しつゝ示される。但しそこでは、眼前の具體的事実に基づき、そのメカニズムと共に明らかにする積極的な仕事は殆んどなされていない。これ筆者の研究不足によるものであつて、今後の課題として残されるのである。

第三節に於いては、以上の論證による封建的土地所有を認めるとの意味を土地改革の評價との關連に於いて簡略に述べた。

この小論に於いては、明治維新以來のわが零細農を、その本質に於いて或は體制として近代的な過小農＝獨立自営農民となすことは誤りであることを、資本主義化の型の理解の仕方及び從來の論争史を念頭におきつゝ示そうとしている。土地改革に關する多くの問題の中の初步的な一論點に限定されているのであつて、世界史的過程とのズレより起る複雑な具體的諸問題は、必要な限りに於いてのみ論及せられているのであり、戰爭中の貴重な経験によること少く、又眼前的の土地改革の進行過程、農民運動の目標の具體的な分析による現實をもつて筆者の主張の科學性を検證すること少いのであるが、それは無視したからではない。それらは、この小論に續く獨立の論文としての性質をもつものであり、それらの凡てをこゝで論することは結局何事とも語らない結果となることをおそれたからである。

方法論的準備考察としての歴史的法則の研究から、直ちにわが國の封建的土地所有へ問題を進めた行論は、範疇を

以つて現実を圓式化する危険を冒すものであり、その點注意したが大方の徹底的御批判を持つ次第である。

最後に、「封建的」なる言葉で筆者の意味したことをお断りしておきたい。經濟學批判の前言に出て来る人類の社會經濟構成の一段階としての封建制のもつ特徴として、大把みには、「經濟外强制に支えられた土地所有關係（地主＝農民）に基く地代徵收（賦役、物納、金納）の體制」が指摘される。筆者の意味するところも、それ以上に出ない。然し、具體的に、わが國の土地所有の現實に就いて問題とするときは、この抽象的規定は何事をも語らない。西歐の經濟史に基いて封建社會の理想型を具體的に描き出して、おかねばならぬ。とは云ふこの課題は、研究史の段階に於いてはこれからものである。然し常識的な、今日、明らかな事柄を巨視的に考察するだけでも、前述の比較經濟史學の成果に基くときは、この問題を論することが可能であり、且つ、いくばくかの意味をもち得ると考える。

第二節 資本主義化の型と封建的土地所有の關係に就いて

「封建的生產様式からの推轉は二通りの經路をもつた。生産者が、農業的自然經濟とギルドに組織された中世都市工業に對立して、商人となり資本家となる。之が現實に革命的な變化を惹起する途である。が、いま一つ、商人が生産をちかに把み取る。この後の途は歷史上推轉の作用をするにはするが、舊い生産様式を、即自且つ對目的に變革することなく、むしろ之を自己の前提として保存する。」

以上は、わざわざ引用する必要もない程よく知られた資本論第三卷第廿章商人資本に關する歴史的事項の中の一節であり、資本主義化の型の研究の導きの糸となつた一節である。生産者が商人となり資本家となる第一の革命的な途

は、原著者に於いては、研究史の段階に制約されて、「未だ手さぐりを以つて」などられたに過ぎないものであるが、其の後の西歐經濟史學の諸業績に基すきつゝなされた大塚久雄氏の十六、七世紀のイギリス毛織物工業に於ける「農村の織元」と「都市の織元」との二つの對抗的な型の研究⁽¹⁾に依つて、劃期的な成果が得られた。それは、「社會經濟史學の諸成果の攝取と批判とから遠く一般的水準を越え⁽²⁾るものとせられたのである。これを劃期として著實に進められたこの型の諸研究につき、筆者の理解した限りに於いて、さしあたり土地問題の解明に必要な理論的準備を果すことがこの節の課題である。

「產業資本家の培養基」或は、「產業的中產者層」としての自營農民（ヨーマンシリー）が、近代資本主義の擔い手となつたのは、二つの點に於いてであつた。即ち、一は、產業資本の成立に必要な本源的諸條件（貨幣形態に於ける富の蓄積、貨銀勞働者たり得べき貧民層の存在、販路、原料、動力、地理的位置、技術、勞働力等）を生産力としての資本主義に構成して行く主體的契機としてあり、他は、以上の本源的諸條件を資本主義に構成して行くのを或いは阻止し或いは促進する社會的條件（例えばギルド制度、產業の自由）をつくり出す、それとしてである。この二つの點は、商業資本に就いては、共に否定せられた。⁽³⁾

茲に注意すべきは、本源的諸條件の中のあれやこれやが問題なのではなく、それを一つの現實的生産力に構成してゆく起動力が問題とされている點である。

今一つ、屢誤解される點であるが、第二の商人が直接に生産を制握する途が決して否定されていないこと、即ち、商業資本には、「自律的」に、自らの内的衝動によつて産業資本に推轉する必然性はあり得ず、歴史上推轉として作用したのは、「他律的」に、乃至は本來の途に對する「反動として」然るのであること。この場合商業資本が推轉に於

いて「主導的」であつても、それは、自律的とは異なることである。次に一二例解を掲げる。

「之（イギリス型）に對して、資本主義の發達が何らかの逆條件によつて構造的に阻止されているような類型的事情にある國々においては、「舊い」商人層がその逆條件に絡みついて自らの支配力を維持し、「中產者」層の形成と從つて國民經濟全般の「資本主義」化を妨げ、たゞ事情によつては、偶發的あるいは他律的に例えれば——外國産業資本の競爭に對抗すべく——自らイギリスのそれと歴史的性格を全く異にする工場主（「產業資本家」）層に轉成しているのを見るであろう。^(三)

「封建的生産様式が資本制生産様式に推轉する二つの途（のうち）生産者が資本家に推轉する途が歴史的にいつて基本的だと思う……非生産者としての封建的土地所有者、乃至商業資本家が生産者を制握する過程は、前者のいわば、本來の歴史發展に對する反動という風に私には思われる……商業資本が、デ・ファクトの關係に於いて産業資本に轉化するという過程は、それ自身として自律的なのではなく、前述前者の展開に對する社會的反動と考えたい。……無論この場合反動というのは一國內（イギリスやフランスのブルジョア革命の過程に見られる農民的方向に對する領主的商人的方向）に於いてであり、國際的構造（西ヨーロッパに於ける産業資本に對するオストエルベの地主經營的ユンカ的方向）に於いてである……」^(四)

この場合、商業資本が産業資本に推轉する過程を、對抗的關係抜きで理解するときには、つまり資本主義化の事實だけを抽象して見るときには、商業資本—産業資本のシエーマが成立する。それが非科學的なことは、商業資本—産業資本が流通過程→生産過程に置きかえられ、流通過程の商品化を以つて直ちに本來の資本主義化と見る見解に通じることで明らかであろう。

「産業資本の、つまり資本制生産の、支配を前提としている場合の、貨幣の資本への轉化という範疇轉化の論理形式を、ただちに歴史過程での社會的對抗關係を抜きにして、本來の資本主義の成立の時期にもあてはめ、商業資本の産業資本への轉化というシエーマのうちに近代社會の本來の成立を捉えようとする仕方はディアレクターの立場ではない。」

- (一) 大塚久雄氏・社會經濟史學八一三・四昭和十三年
- (二) 高橋幸八郎氏・近代社會成立史論・第三篇一四八頁
- (三) 大塚久雄氏・近代資本主義の系譜就中第三論文・近代資本主義發達史における商業的地位參照。
- (四) 現在の傾斜生疏方式との關係に於いて、原料不足と云う點に一切の問題があるのでない。再建が舊體制と新體制とのいづれを利するかにある。この點内田義彦氏・國內市場論・潮流二十二年四・五月號參照。
- (五) 大塚久雄氏前掲第十一論文資本主義と市民社會・傍點筆者
- (六) 高橋幸八郎氏・潮流第二卷第八號前掲座談會・傍點筆者
- (七) 高橋幸八郎氏前掲潮流・二卷八號
- 尚次の言葉の意味がかくして明らかとなる。「商品流通は、資本の出發點である。資本はただ商品生産及び商品流通―商業―が一定の發展水準に到達したところに於いてのみ現はれる」歴史的前提としての商業の發達。だが「商業が如何なる程度まで舊生產方法を分解せしむるに至るかは、先ず舊生產方法の堅固さと内部的組織の如何に懸る。で、この分解行程がどういう結果に歸着するか、換言すれば、舊生產方法に變つて如何なる新生產方法が現われて来るかと云うことは、商業に懸ることではなく、舊生產方法そのものの性質の如何に懸ることである」(資本論)第三卷第四篇第二十四章)

二

第二の型に於いては、舊體制が、永く維持せられ、時には強化さえせられることがある。その、歴史的事情について見よう。

「今、古典莊園組織の解體の結果、生産物地代が成立し、農業労働生産性の一定の進歩が行われると、農民のものには、その必要部分と地代部分との總和以上に出てる超過分が生ずる。少くともその可能性が興えられる。この「超過分」は、それが現物形態（労働又は生産物）で示されるにしろ貨幣形態で表わされるにしろ、それが先ず直接生産者たる農民のもとに留保され、それを農民自身が自己の再生産のために蓄積するか、或は先ず領主又は「非生産者たる購買者」たる商人の捕捉の対象となるか、によつて夫々異つた社會的對應を示す。前者の場合には、貨幣地代が本格的に成立すると共に、獨立自營農民層が育成され、そのうちから近代的の地代を産み出しつゝ封建的土地所有はととめ難く解體してゆく。後者の場合には既存の地代水準が維持乃至は強化され、封建的土地所有者は挿がし難く再建される。「貨幣經濟」「商品＝貨幣流通」の展開によつて形成される市民的財産〔貨幣財産〕は土地所有そのものに至高の安全を求めて、こゝに安付しようとするからであり、封建地代の解體が單に尙経過的であり從つて資本關係が未成熟であつた限り市民的財産はかくあらざるを得なかつたし、事實又そうであつた。」

それ故、十五世紀から十六世紀にかけて「最初の且つ強力な駆逐」を見出したこの「市民的の土地所有」の形成について、それが「資本介入」の成果などといふに誤解されてはならない。商人「資本家」は、この場合「合理的な」農業經營者として立ち現われたのではなかつたし、又現われえなかつた。商人「貨幣」財産は、封建地代解體の未成熟の故にもづばら地代取得そのものを目標として土地購買に投ぜられる結果、むしろそれだけ——投下資本としての——資本主義的「産業的」利用からは、それは又それで、逆にそれだけ産業利潤成立の餘地を狭め、資本の出現を排除しつゝ現存の地代水準及び形態（當面生産物地代）の維持、強化に協同する（元）。

東トイツでは、外國市場のために穀物生産が極めて迅速に擴張しつゝあつたとき、賦役の増加というバラトック

スが、同様に又、イギリスに於いても、中世紀を通じて市場のための農業生産が最大の發展を遂げた時〔十三世紀〕及び場所〔古典莊園〕地域に賦役の増加というパラツクスが生れる〔M・Mボスタン〕。要之、與えられた社會的條件如何によつて「交換＝貨幣經濟」は貨幣地代の成立＝封建經濟の解體といふ〔イギリス型〕、或は逆に、賦役地代の増大＝封建經濟の強化といふ〔東ドイツ型〕共に「明白な對應」〔E・A・コスミンスキイ〕を示し得る。〔10〕

こゝに述べられた事情は、第二の非自生的な資本化の型に於いては、農業生産に於ける封建的諸關係の體制的止揚は「外から」の産業資本の壓力がそれを強いるか、「下から」の、切り返しとしての農民的農業革命が成就するかしなければ、永く残り、時には強化さえされるであろうことを物語る。従つて、第二の型の非自生的な資本そのものに、封建的諸關係廢止の起動力を認めることは出來ないのであり、而して、そのような型の資本化は、農村に於ける舊いおくれた生産方法及び生産關係に原因するのであるから、「半封建的土地所有を基柢とする資本主義」なる規定は、歴史的事實としても、從つて又概念構成としても可能でなければならぬ。

(八) 高橋幸八郎氏・近代社會成立史論第三篇封建社會解體への『對應』に就いて 一四〇—一四二頁

(九) 同右 一四四頁
(一〇) 同右 一四六一七頁

三

ところで、自生的な資本主義化の型に於いて、封建的諸關係が、體制的に、全經濟、全社會のすみずみまで拂拭せられたのは、如何なる事情によるものであろうか。

「產業的中產者層」たる獨立自營農民が、その出發點に於いで、先ず餘剰生産物をつかんで商品販賣者となる場合彼らの社會的地位の故に、彼ら相互間に於いては、その立場は對等であつて、權力的な身分關係は存しない。彼らの

生産物は、「交換を通じて」他人の使用價値とならざるを得ない。かくの如き等價交換の必然性＝強制（かゝる客觀的基礎に結びついた等價＝正義の小生産者達の——貴族商人と區別せられる——經濟倫理）。進んで產業革命の段階においては、労働者の等價交換維持の運動。それらが、價値法則を貫徹せしめ、資本の本格的發展を齎らし、人ととの關係を商品化＝物化せしめて行く。民富の形成が一般的に廣汎に行われ商品交換が全面的に展開すればする程、舊い封建的共同體的諸關係が排除され、土地なき（封建的共同體的殘滓を身につけていない）自由な労働者を創出し、労働運動を鞏固徹底的ならしめ、價値法則が貫徹し、全體制が近代化して行く。

之に對し、非生産者が資本を把握する途では、領主や商人は生産者に對して不平等な立場に立ち、時には權力を以つて臨む。取引は不等價になされ、交換を通じてではなく收奪が行われる。封建的共同體的諸關係は維持せられ、時には強化せられる。土地なき（封建的共同體的殘滓から免れた）自由な労働者の創出は不徹底にしか行われず、労働運動は根づよさをかく。

第一の型が革命的に作用するのは以上にのべた如き客觀的基盤をもつてゐる。而して第二の型が、資本主義の最も下等な且つ最も劣悪な諸形態の完全な支配を許し、資本制掠取と封建的隸從との二重のからみ合いを齎らす事情も明らかとなる。同時にそのような型の轉化が、農民の封建的諸關係からの解放によつて始めて可能であることも示されているわけである。⁽¹⁾

(1) 資本論第一章「商品」エンゲルスの註

(2) 「この項は、内田義彦氏の諸論文、就中「近代資本主義の系譜」等、季刊大學2、及び、湖流第二卷第八號歴史學の方

口 經済倫理が、大塚氏の場合、價值法則の貫徹から獨立化しつゝある點右内田氏論文参照

三 資本が價值法則を貫徹しつゝ而も尙資本に内在する必然的矛盾としての恐慌。その意味に於ける資本の不安定と反動性は、こゝでの問題ではない。この點大塚氏の言説には誤解を生ぜしめるものがある。例えは「資本主義とは價值法則が貫徹すればする程完璧になつて行くと云う構造ではありませんか。價值法則が貫徹されればさる程安定してゆくような關係ではないかと思うんです」(季刊友學2、座談會・日本資本主義の構造的危機・傍點筆者)これは經濟倫理が生產機能から獨立化しつゝあることと関連がないであろうか。

四 第二の型に於いても、その歴史的過程に於いて遺産をのこす。工場の集中と近代的労働者の創出これである。現在に於いては、この事實こそ、構造轉換を餘儀なくされている日本にとつて考慮すべき第一の點であるが、農民の解放なくしては、その使命を達成すること出来ないと云う意味に於いて、この小論が書かれている。

四

世界史的過程と國內史過程とのへだたりに於いて土地改革を日程にのせてゐる現在の問題としては、かの資本制展開の爲めの「一の必要なる経過點」(ein notwendiger Durchgangspunkt)としての獨立自営農民(自営農民の自由な土地所有)が問題の中心となること、論争史の経過に従事するも、又現實の歴史的事件に見ても明らかのことと思われる。かかる意味に於ける獨立自営農民は、歴史上あらゆる社會經濟構成に内在するところの、「土地占有を以つて勞働者が自己勞働の生産物を所有することの一條件たらしむる生産方法、自由所有者たると隸民たるとを問はず、いやしくも農業者たるものには獨立して一家と共に個別分立した勞働者として自から自己の生活資料を生産せねばならぬとする生産方法」一般ではなく、本質に於いて凡ての封建的地代から免れてゐる「一の必要なる経過點」としての歴史的具體的なそれであること、及び、それ自身の中に「革命的」であると同時に「保守的」であり、「世紀」の初頭に於いては社會進歩の若々しい精華であつた『ナボレオン的』所有形態^(一)であると同時に、「世紀の中葉には、その

母胎から産み落した資本主義そのものゝ成長によつて貧血し、豊富な社會關係から孤立した保守的・破滅的部分に轉落する」二重性格的規定をもつことに注意しよう。世界史的過程との距りの爲めに、この二重性は、「二世代」をまつことなく、踵を接して現われる。それは又、都市の近代的労働者との連繋に關する問題の點となる。

(一三) 資本論第三卷第六篇第四十七章

(一四) (一五) 高橋幸八郎氏—近代社會成立史一八頁

(一六) マルクス・十八日。全集・第五卷二一六頁。「二世代は、その必然の結果を生ずるために充分であつた。十九世紀の初めにあたつてフランス農民の解放と富裕との條件だつた『ナポレオン的』所有形態は、この世紀の經過のうちに、彼らの隸屬と彼らの貧弱の法則とに發展した。」

第二節 わが國の土地所有の封建性に就て

此の節に於いて、筆者の果さんとするところは、維新以來のわが國の土地所有の性質が本質に於いて封建的であることを中心とし、同時に、維新以來の農業生產力の發展に伴うかかる土地所有の機能の變化—封建的土地所有廢止の客觀的條件の成立を可及的に検討することである。既に過去十數年の久しきに亘つて農業問題の一中心であり、未だに終結を見ないこの論争點をとりあつかうに當つて、筆者の據りどころとしたのは、大塚久雄氏によつて示された次の如き態度及び示唆であつた。

「その中に入れば暖昧模倣たる水滴の密集も遙か距てれは或いは菩薩の相を或は夜叉の相を示すように場合によつてはきわめて大把みな巨視的な觀察が却つて事態の眞相を教えてくれるであろう。つまり一本一本の木ではなくして森全體を見渡そらとい

うのである。さて試みに、そうした氣持で吾國のアンシャン・レフームの社會構構をば、一方では大革命以前におけるフランスのブルボン的封建的絕對主義のそれ（即ち固有のアンシャン・レフーム）と、他方では嚴密な意味での資本主義〔＝産業資本〕が自らのレジームを終局的確立した後におけるイギリス、それから北アメリカ合衆國のそれ（即ち固有の近代的、ブルジョア的社會構造）と互視的に比較して見るがよい。一體どつちがよく似てゐるか。——構造の經濟的側面に眼を向けるなら、經濟社會全體に蔽ひかかるよろに支配「力」を握つてゐるものは富裕な商賈的商人、金融業者の層である。此の上層ブルジョアジーは、一般に寄生的、全利生活者的性格を帶びつゝ同時に屢々寄生的地主として現れてゐるが、ことに最上層をなす少數の財閥は明瞭にそうちした傾向を示すと共に貴族層のうちに絡み込んでいる。彼等の營みの中心は、何よりもまず獨占的な外國貿易、投機的、買占的あるいは政治的な國內取引、それから公私の大規模な金融活動が、しかし更にそれと絡み合つて手びろい産業活動が見られる。此の産業活動のうちには、固より廣汎な小生產者層（農民及び小市民）によつて營まれる小工業者の間屋制度的支配方がふくまれてゐるが、それとともに當時としては相當大規模な産業經營も亦亘きな比率を占めている。「大工業」La grande industrie とか「特權的マニュファクチャニユル」les manufactures privilégiées と呼ばれたものがそれである。商人、金融業者的上層ブルジョアジーが自ら大産業資本家として立ち現われてゐるのである。産業乃至生産の面から云ふところである。中心に聳立するところの大工業經營（マニュファクチャニユル）とその周邊にひらく展開される間屋制度的な小生產者支配、而してその下には見渡す限り擴つてゐるところの「中小工業」la petite et moyenne industrie と小規模農業。此の中小工業者層は、云う迄もなく、舊いギルド制度の枠のうちに、そして農民層は封建的土地所有（＝地主）制の重壓の下にそのミゼラブルな再生産過程を繰返してゐるのである。」

(十七) 大塚久雄氏「現代社會の經濟史的考察」〔學問と現實〕東大學協組刊。

互視的に見ることの必要は、「——わが國に於いてともかく一應高度な資本主義を成立してゐるから、農業の中にも、多かれ少なかれその影響があること、従つて個々の現象を見るならば、或は、資本制的な、或は、封建的な特徴を見つけ出すことが出來、奔命に疲れる」と云う事情、二、封建的と云うもその概念規定が必ずしも明らかになされていないこと、以上にある。

二

大難把にわが國の農業を見てその特徴を拾い出せば、大凡、次の如きものをあげ得るであらう。

即ち、一方には、極端な零細經營と小作關係の重壓（高率小作料、物納現物形態、小作地歩合大なること）に表わされる封建的な色彩、他方には、その周圍には、高度な末期的資本主義が存在し、身分の隸屬關係は法律上撤廃せられており、土地が商品化し、賣買の對象となつてゐることに表わされる「近代的」な様相、これである。

この點事實に基づき示せば、

一、零細經營に就いては、その規模面積には問題がない。内容に就いて行論上ここで解明しておきたい。經營規模の差は、量的なものであつて質的なものでない。家族勞働力が中心であつて、大きい經營に於いては多くの家族が見られるのである。この點は從來、家族制度と農業經營の結びつきを見ることに依つて果されているのであるが、最近の二十一年四月二十六日の調査によれば、全國平均農家一戸當り六・〇一人、一一三町歩の大經營では八・〇一人、三一五町では七・九一人である。三反未滿は、四・八八人となつてゐる。又、地主經營に就いて見ても、總戸數二十一萬の中、一町未滿が五八%，三反未滿も多く、農家總戸數一町歩未滿七〇%に比したいした差はない。つまり、大經營は小經營のつみ重ねであつて、其處に本質的な差が見られないと言ふことがある。

二、小作料の高額なることは、各國のそれとの比較に於いて、又、事實「利潤の成立を許さぬ」ところか勞賃にまで喰い込む高さ^(一)によつて示される。

(一) 山田盛太郎氏「明治維新に於ける農業上の諸變革」七頁に依れば「まず日本での代金納の場合を論するに、一反當り（大正十年）一毛作田が三一・七四六圓、二毛作田が三九・五九七圓、畠か九ヒ一〇一十九・九四一圓、桑園が二三・二七五圓（前田「本邦小作慣行」一二七一三九頁）に上る。次に他國での小作料を検するに或は「耕地の小作料」或は「草地の小作料を含めて平均せるもの」の一反當り、英國が二・五〇圓（戰前）、スコノトランドが二・〇〇圓（一九一九一九二〇年平均）、アイルランドが一・八〇圓（一八八一—一九二〇年平均）、獨逸が一・九二圓（一九一三年）、澳大利が二・四六圓（戰前）、佛

關西が一・二〇一・六〇圓（同）、米國が一・〇〇一・五・〇〇圓（同）（津村著「日本農業及び農業問題」、昭和五年、全集附錄、六五三頁の換算）に上る。】

（一九）同右、「かくの如き土地所有者たるの資格の壓倒的優位。利潤の成立を許さぬ全餘勞動吸収の地代範囲。「一は、總收穫高の三四%を機收する地租の線、二は、總收穫高の六八%を機收する地代の線、如何なる等級片の土地所有も、右の二層の變動規定から免れることを得ない。」ここに自作農をも特殊日本型たらしむる地代範囲があるのであつて、資本主義化の型の筆者の理解によれば、かかる地代範囲の高さそのものが封建的と云い得るのである。

三、物納小作料なる點につき。全國的分布状況は次表の通り。

第一表 小作料の種類別小作地面積割合（昭和十八年）（農林省・農地に関する統計）

| 現 代 金 金 川 見 計 | 物 納 田 | 普 通 烟 |
|---------------------------------|-------------|-------------|
| | 八六・三四 | 二九・〇九 |
| | 一二・四四 | 一二・七九 |
| | 〇・五六 | 五六・九〇 |
| | 〇・六二 | 一一一 |
| | 〇・〇四 | 〇〇一 |
| | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 |

そのおくれた性格を示すものとして、兵庫縣農業部「農村ニ關スル一般ノ意見」（大正十二年）⁽¹⁰⁾で、地主、自作、小作とも壓倒的に小作料は、「物納を可とするも」が多いこと、その理由としては、「米價變動甚しきため標準價格の決定及損益の豫想困難」「且つ同一期間に於いて小作人が米の投賣り」をせざるを得ず「農業倉庫の設備の普及又は米穀販賣方法の改善せられざる限り物納を可なりとす」と謂うに」あつた、そのような「ミゼラブル」な狀態。又、定額と云うも減免慣行に見られる如き、實質上定率的な、刈分小作的性質、それは、農民が「獨立生産者」で

はなく、「半生産者」たることを意味し、物納形態もかかるものとして理解されるべきものとなされる事情。この點は又、東北區に於ける玄米收量の増加に伴い、實收小作料の著増が見られること等にも示される。次表、東北區を近畿區との對比に於いて見られたい。この定率小作的性質は、最近定額的なそれに變化している。それは地主手作の消滅の事實に相應するものと考えられる。

第二表

| | 年 次 | 契約小作料 | | 實收小作料 | | 玄米收量 | |
|--------|----------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| | | 段當 賃額 | 指 數 | 段當 賃額 | 指 數 | 段當 賃額 | 指 數 |
| 全 國 | 明治 初年 | 一・三 | 100.0% | 一・三 | 100.0% | 一・八 | 100.0% |
| 東北區 | 大正十五年 | 一・六 | 105.6% | 一・二 | 104.7% | 一・七 | 113.7% |
| 近畿區 | 明治二十年 | 一・八 | 108.0% | 一・六 | 106.0% | 一・九 | 116.0% |
| 大正十五年 | 明治初年 | 一・八 | 108.0% | 一・六 | 106.0% | 一・九 | 116.0% |
| | 大正十五年 | 一・五 | 105.0% | 一・三 | 103.0% | 一・七 | 117.0% |
| | 明治二十年 | 一・五 | 105.0% | 一・三 | 103.0% | 一・七 | 117.0% |
| | 大正十五年 | 一・五 | 105.0% | 一・三 | 103.0% | 一・七 | 117.0% |
| | 明治初年 | 一・五 | 105.0% | 一・三 | 103.0% | 一・七 | 117.0% |

備考 本表は租小作及麥小作の場合を除外し各縣毎に集計平均せしものを県區別に集計平均し更に夫に全國及び東西日本に集計平均せしものである。但し東北區は租小作の事例なく集計に用い得る郡數少數のため東日本及び全國の集計より除外した。
(栗原百尋氏著「日本農業の基礎構造」一四八一九頁) より作成。

(110) 「回答者の多數は物納を可とする意見にして其の理由とする所は金納となす時は米穀其他收穫物を賣却し調達せらるべからざるを以て納入期を遅し滞納を増加すべく又米價變動甚しきため標準價格の決定及損益の豫想困難なるのみならず米價の競争のため双方の經濟上に及す影響大なるべく且同一期間に於て小作人が米の投資をなすの結果を生じ米價の下落を來し農家の不利を招くこと甚し故に農業倉庫の設置の普及又は米穀販賣方法の改善せらるべる限り物納を可なりとすと謂うにあり。」(傍聴者)

四、小作地歩合大なる點に就き、次表が之を示す。特に明治維新以來の経過を掲げたのは、明治前半期に於ける順調なる發展、日露戰爭後に於ける停頓、大正、九年以後に於ける一貫せる減少傾向に注意したいが爲めである。これは、明治維新以來の地主的土地位所有の内容、従つてその機構にも變化があることを示すものである。

第三表 小作地面積割合の變遷

| 年 次 | 小作地面積の% | 明治五年を100とする比率 | | 年 次 | 小作地面積の% | 明治五年を100とする比率 | |
|----------|---------|---------------|-------|----------|---------|---------------|-------|
| | | 大正 | 昭和 | | | 大正 | 昭和 |
| 明治 五年 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 大正 九年 | 豎九 | 115.0 | 115.0 |
| 六年 | 101.6 | 101.6 | 101.6 | 一四年 | 豎八 | 112.0 | 112.0 |
| 一六年 | 113.0 | 113.0 | 113.0 | 五年 | 豎七 | 115.6 | 115.6 |
| 二〇年 | 113.9 | 113.9 | 113.9 | 一〇年 | 豎六 | 115.3 | 115.3 |
| 二五年 | 113.0 | 113.0 | 113.0 | 二十五年 | 豎五 | 114.8 | 114.8 |
| 三八年 | 114.3 | 114.3 | 114.3 | 二四年 | 豎四 | 114.4 | 114.4 |
| 四三年 | 114.8 | 114.8 | 114.8 | 二四年 | 豎三 | 114.4 | 114.4 |
| 四年 | 115.0 | 115.0 | 115.0 | 二四年 | 豎二 | 114.4 | 114.4 |

備考

本表に於て昭和五年以前と以降とが斷層を示しているのは、昭和四年のみ開墾地センサスによつて從前の数字が訂正さ

たためであつてこの断層は小作地割合の變遷傾向を見る場合には一度外観すべきものである。尙本表は明治前期は平野氏の「日本資本主義の構築」に、明治三十八年より昭和十五年度迄は農業統計に、昭和二十一年は、「農家人口調査」にそれぞれよるものである。(栗原百景氏「地主的土地位所有と農民的小商品生産」経済評論二十二年五六月號、明治五年を一〇〇とする比率は筆者算出)

尙お、これと関連することであるから次の二點を附記しておく。

一つは、巨大地主に對する土地の集中と、零細農民の土地所有との對比であり、他は、「狹少なる耕地」の原因としての國有地の壓倒的比重である。第四表及び第五表參照。尙、林野の集中度はより極端だと思はれる。

第四表

| 所有規模 | 耕 地 所 有 戸 數 | | | 耕 地 面 積 | 一所有農家當り平均面積 |
|-----------|-------------|-------|--------|---------|-------------|
| | 實數(千戸) | 割合(%) | 面數(千町) | | |
| 反 以 下 | 二・四四〇 | 四八・三 | 四三九 | 〇・一八 | 〇・一八 |
| 五 反 一 町 | 一・三二九 | 二五七 | 八八〇 | 〇・六七 | 〇・六七 |
| 五 一 三 町 | 九三七 | 一八・二 | 一、四九九 | 一・六〇 | 一・六〇 |
| 五 一 五 町 | 二二一 | 四・三 | 七五一 | 二・五 | 二・五 |
| 五 一 十 町 | 一〇八 | 二・六 | 六九一 | 一・三 | 一・三 |
| 五 一 五 十 町 | 四三 | 七三一 | 一 一 | 三・四〇 | 三・四〇 |
| 五 十 町 以 上 | 一〇〇 | 〇・一 | 一 一 | 六・四〇 | 六・四〇 |
| 計 | 五・〇八三 | 三三 | 一、〇八八 | 一七・〇〇 | 一七・〇〇 |
| | 一〇〇 | 六・〇七九 | 一・〇八八 | 三六三・〇〇 | 三六三・〇〇 |
| | 總平均 | 一・二〇 | 一・二〇 | 一・二〇 | 一・二〇 |

備考『各所有規模別の群に於ける一所有戸當り平均規模は次の如く推定した。五反以下の耕地を所有してゐる二、四四〇戸が如何に配列されてゐるかに關しては五反以下の戸数割合が約四八%であるに對して五反一一町の戸数割合が約二六%であることから、同様の傾向を以て五反以下の戸数も配列されているものとした。即ち中間の二・五反以下に總數二、四四〇戸の中約七四中の四八が二・五反以上に同様七四中の二六が配列されているとすれば其の極限を取つて七四中の四八が殆ど耕地を所有せず七四中の二六は五反弱を所有するものと假定出来る、斯くしてその平均一・八反を算定した。五反一一町の規模の平均に就いては、その前後の規模群の戸数が四八對一八であり中間が約二六の比重を占めてゐる。其處で極限を假定して五反、規模が四八、七・五反規模が二六、一町規模が一八の比重の場合に於ける平均を求めた。之が六・七反である。以下これに準じた。五十町以上に就ては前記に依つて算定された各群の占める總面積を合計、之を耕地面積から除いて五〇町以上の所有規模戸数に屬する總面積を算出、之を同戸数で除して平均規模を推定した。』（諭議調査月報別冊第四四號伊藤律氏論文三頁）。

第五表 所有者別林野面積

| 種類別 | 面積 | 百分比 |
|-------|-------------|------|
| 全國林野地 | 二四、〇七九、八〇〇町 | 一〇〇% |
| 國有林地 | 七、六五〇、二〇五 | 三一・七 |
| 御料林地 | 一、三三四、六〇一 | 五・五 |
| 公有林地 | 四、四三一、二二七 | 一八・四 |
| 寺有林地 | 一五一、七九五 | |
| 私有林地 | 一〇、五一、九七一 | |
| | 四三・六 | |

註、戸田慎太郎氏「天皇制の經濟的基礎分析」一、六頁より。

(II) 即ち國有林地に更に御用林地、公有林地、社寺有林地を合して、その總計一千三百五十六萬町歩であり、「注意すべきは、この一千三百五十萬町歩に達する龐大な絕對主義的國家的山林所有と、半封建的日本農業との關係であつて、この龐大

な山林地所有が、實は半封建的地主所有の制約と共に、日本に於ける耕地所有の狹隘化を招來せしめてゐる一大要因となつてゐる事である。日本に於ける耕地利用が、全國土面積の僅かに十七%と云ふ低位にある事實は、單に地勢上山地の多き事によつてのみ説明るべきでなく、それは封建的地主的土地位所有の束縛と共に燃る耕地外に於ける土地所有の天皇制的、國家的所有の獨占から來てゐる事實を忘るべきでない。何故なら勿論山林原野をもつて之を直に耕地と同一視する事は問題ないであるが、然も山林、原野と農耕地とは相對的關係に於いて見るべきものであつて原野、山林の耕當部分は經濟的及び技術的條件の發達如何によつては、耕地化又は牧場化し得るものである事が、獨伊・スペイン等の諸例を見るまでもなく明らかでなければならぬからである。」

次に「近代的」と見られる點に就いては、立ち入つた説明は要しないであろう。たゞ行論の必要上、柳田民藏氏に従つて述べれば「それにも拘らず（以上の封建的色彩にも拘らず——筆者）、問題があるといふのは、日本農業の環境は比較的高度な資本主義的經營であり、農業は、その農耕技術の未發達にも拘らず、その生産物は一般に、商品化せられ、しかも地主小作人間の關係は普通賃貸契約による債權關係として現われてゐるからである。」

農業生産物が商品化し：市場變動の影響をうけることは、小作料に就いても明瞭に看取される。次の勧銀調査一小作料を、段當收量、石當價格、物價指數、小作爭議件數と對置せる——を見よ。

第六表 累年小作變動表（大正一〇年—昭和十五年）

| 年 次 | 納 小 作 料 | 段 営 收 量 | 石 生 直 接 費 | 石 営 價 格 | 明 物 價 指 數 | 小 作 爭 議 件 數 |
|-------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-------------|
| 大正一〇年 | 普通田段當賞 | 段當收量 | 石生直接費 | 石當價格 | 明物價指數 | 小作爭議件數 |
| 一一年 | 一・七 | 一・四 | 一・七〇 | 一・七二 | 一・六〇 | 一・六〇 |
| 一二年 | 一・九 | 一・三 | 一・五三 | 一・五二 | 一・四八 | 一・四八 |
| 一三年 | 一・九 | 一・二 | 一・五〇 | 一・四九 | 一・四五 | 一・四五 |
| 一四年 | 一・九 | 一・一 | 一・四九 | 一・四八 | 一・四三 | 一・四三 |
| 一五年 | 一・九 | 一・〇 | 一・四八 | 一・四七 | 一・四一 | 一・四一 |
| 一六年 | 一・九 | 一・九 | 一・四七 | 一・四六 | 一・三九 | 一・三九 |
| 一七年 | 一・九 | 一・九 | 一・四六 | 一・四五 | 一・三八 | 一・三八 |
| 一八年 | 一・九 | 一・九 | 一・四五 | 一・四四 | 一・三七 | 一・三七 |
| 一九年 | 一・九 | 一・九 | 一・四四 | 一・四三 | 一・三六 | 一・三六 |
| 二〇年 | 一・九 | 一・九 | 一・四三 | 一・四二 | 一・三五 | 一・三五 |
| 二一年 | 一・九 | 一・九 | 一・四二 | 一・四一 | 一・三四 | 一・三四 |
| 二二年 | 一・九 | 一・九 | 一・四一 | 一・四〇 | 一・三三 | 一・三三 |
| 二三年 | 一・九 | 一・九 | 一・四〇 | 一・三九 | 一・三二 | 一・三二 |
| 二四年 | 一・九 | 一・九 | 一・三九 | 一・三八 | 一・三一 | 一・三一 |
| 二五年 | 一・九 | 一・九 | 一・三八 | 一・三七 | 一・三〇 | 一・三〇 |
| 二六年 | 一・九 | 一・九 | 一・三七 | 一・三六 | 一・二九 | 一・二九 |
| 二七年 | 一・九 | 一・九 | 一・三六 | 一・三五 | 一・二八 | 一・二八 |
| 二八年 | 一・九 | 一・九 | 一・三五 | 一・三四 | 一・二七 | 一・二七 |
| 二九年 | 一・九 | 一・九 | 一・三四 | 一・三三 | 一・二六 | 一・二六 |
| 二〇〇〇年 | 一・九 | 一・九 | 一・三三 | 一・三二 | 一・二五 | 一・二五 |

| 昭和 元年 | 二年 | 三年 | 四年 | 五年 | 六年 | 七年 | 八年 | 九年 | 一〇年 | 一一年 | 一二年 | 一三年 | 一四年 | 一五年 | 一六年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一・八九三 | 一・九〇〇 | 一・九〇七 | 一・九一四 | 一・九二一 | 一・九二八 | 一・九三五 | 一・九四二 | 一・九四九 | 一・九五六 | 一・九六三 | 一・九七〇 | 一・九七七 | 一・九八四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九〇三 | 一・九一〇 | 一・九一七 | 一・九二四 | 一・九三一 | 一・九三八 | 一・九四五 | 一・九五二 | 一・九五九 | 一・九六六 | 一・九七三 | 一・九八〇 | 一・九八七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九一三 | 一・九二〇 | 一・九二七 | 一・九三四 | 一・九四一 | 一・九四八 | 一・九五五 | 一・九六二 | 一・九六九 | 一・九七六 | 一・九八三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九二三 | 一・九三〇 | 一・九三七 | 一・九四四 | 一・九五一 | 一・九五八 | 一・九六五 | 一・九七二 | 一・九七九 | 一・九八六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九三三 | 一・九四〇 | 一・九四七 | 一・九五四 | 一・九六一 | 一・九六八 | 一・九七五 | 一・九八二 | 一・九八九 | 一・九九六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九四三 | 一・九五〇 | 一・九五七 | 一・九六四 | 一・九七一 | 一・九七八 | 一・九八五 | 一・九九二 | 一・九九九 | 一・九九六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九五三 | 一・九六〇 | 一・九六七 | 一・九七四 | 一・九八一 | 一・九八八 | 一・九九五 | 一・九九二 | 一・九九九 | 一・九九六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九六三 | 一・九七〇 | 一・九七七 | 一・九八四 | 一・九九一 | 一・九九八 | 一・九九五 | 一・九九二 | 一・九九九 | 一・九九六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九七三 | 一・九八〇 | 一・九八七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 | 一・九九五 | 一・九九二 | 一・九九九 | 一・九九六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九八三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 | 一・九九五 | 一・九九二 | 一・九九九 | 一・九九六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 | 一・九九五 | 一・九九二 | 一・九九九 | 一・九九六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九九九 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 | 一・九九五 | 一・九九二 | 一・九九九 | 一・九九六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |
| 一・九九九 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 | 一・九九五 | 一・九九二 | 一・九九九 | 一・九九六 | 一・九九三 | 一・九九〇 | 一・九九七 | 一・九九四 | 一・九九一 | 一・九九八 |

備考 (勵業銀行調査) 粿原百尋氏著「日本農業の基礎構造」(一五二一三頁)に依る。

即ち、實納小作料は最も敏感には、一般物價及び米價變動に對應してゐる。

以上大雑把に見て來たところによれば、封建性と近代性とは共に認めることが出来るのであり、而して、封建性を主張するにせよ、近代性を主張するにせよ、こゝに述べられた事實が、共に念頭に置かれてのことあるとすれば、過

去十數年未だ終結を見ないのはいかなる理由に依るものであろうか。或る至上命令的に定められた「テーゼ」の理由づけの爲めに、科學がまげられ奉仕せしめられたのであるとすることは、何ら問題の解決に役立たず、又、先輩を侮蔑するものであろう。

私見に依れば、その「健」は、（結局は實踐上の立場如何に依ることであるが）むしろ、資本主義「理解」の仕方そのものに起因するようと思われる。

第一節に於いて資本主義化の型に就き準備的考察した後では、以上の事實は、一方に於ける資本主義の——世界的構造に對する反動としての——成立、他方に於ける封建的諸關係の殘存、換言すれば「半封建的土地所有を基柢とする資本主義」なる規定を極めて自然なものと感ぜしめる。然し、より微視的に説明されねばならない。そこで先ず第一に、土地所有につき封建性を否定する見解の資本主義化の理解の仕方を見ることにしよう。

(III) 植田民藏氏「農業問題」

III

以下、そこに、視點をおきつゝ植田氏の論理——資本主義理解の——を見よう。

植田氏は、前述の問題指定期後述べられる。「一般に土地所有獨占の動員が行われ、賣買抵當賃借の自由をその屬性とするところでは、理論的にも實際的にも、封建的土地所有に對し、之を『近代的土地所有』と規定することをさまたげない。何んとなれば、かかる土地所有の動員は、迂回的方法による資本の侵入であり、土地所有が形式的には、既に資本家の生産條件に従うことであり——地代收入が平均利潤以上の超過分に限定される意味に於いて資本への屈服ではないが——資本主義的の土地所有の創生であり、市民的社會の封建的土地所有からの分離である」。

「かかる關係（農村の貨幣經濟化。——筆者）の下に於いて、小作料は假令現物納にせよ、單に現物即ち單なる生産

物であるわけがない。それは小作人の頭腦のうちではいつでもその時々の市價で計算せられる。日々の市況はかく強制する。小作料は観念的には貨幣化されているのであって、即ちその『使用價値は捨象』せられる。それを受けとる地主には早くから貨幣化されていた。⁽¹⁴⁾』と。

茲に「近代的土地位所有」とは、「近代的平均利潤の支配下にある土地所有の意にあらず、單に土地商品化の意。以下同じ」と註せられているから、氏の論理は、「買賣抵當貸借の自由を属性とする」土地所有は、商品化されてゐるから、近代的土地位所有と云う論理一タウトロギーに過ぎなくなり、封建的から區別しようとして、小作料の貨幣化を論證された⁽¹⁵⁾端に、封建的貨幣地代との區別はどの點に求めらるべきかに、即ち單なる商品化貨幣化の事實の中には求むべからざることに氣づかれざるを得なかつた。曰く。

「わが國小作料は、現物納であつても觀念的には貨幣化されており、生産物地代としての封建地代からは區別されなければならぬ。しかし、封建的地代は生産物地代とは限らない。封建的生産方法の下に於いて、商品生産は生長し、生産物地代として封建地代の單なる轉形に過ぎない貨幣地代が萌芽的に存在する。かかる意味に於ける貨幣地代と資本家的生産方法の支配下にある觀念的貨幣地代としての現物納地代との關係は如何。」と。かく自問されつゝ答えられる。「二つのものは共に支拂手段として機能し、その使用價値が捨象せられてゐる點に於いて、略して云えば、一方が觀念的にもせよ、貨幣化している點に於いて共通のところがある。その差異は、一般的貨幣か、地主小作人間にのみ限られた特殊な物品貨幣かにあるよりも、むしろその量額決定の方法にある。⁽¹⁶⁾」

櫛田氏に於いて、「その量額決定の方法」が如何に理解せられたかは次に見るとして、櫛田氏が、その特徴的な論理行程に於いて示された如く、單なる商品化の中に、換言すれば、流通過程の中には、封建的と近代的とを區別する

モメントが求め得られなかつたとすれば、「量額決定の方法」も、流通過程の中に求められてはならぬことを意味する。周知の如く櫛田氏は、「自由なる競争」に求められるのであるが、自由なる競争とは如何なる意味に於いてのそれか「身分的束縛」の缺如の意味に於いて。而して、身分的束縛の廢止は、維新の諸改革によつて、封建的身分の廢止、地所永代賣買解禁、土地私有の確認に依つて實現したとされる。然し、法律が、「無」から「有」を生むことは出来ない筈のものであるから、經濟的基盤としては、勢い土地の商品化、貨幣化の事實そのものに、身分的隸屬の廢止を求めるべならなくなる。かくて、次の如き、商業資本より産業資本への、直接的、無媒介的、シェーマが主張される。

「自然經濟の支配的なところでは、土地そのものが譲渡不可能なものとされてゐるから必然に、直接生産者に對する人身的支配隸屬の關係として現われる。貨幣經濟が支配的であるところでは、土地も又動産と同じく譲渡可能なものとなり、土地所有の形態が變化して、地主と直接生産者との從屬關係は、平等な私的所有者の關係（貨幣關係）となり、需給關係又は自由競争を前提とする自由契約關係として現われ、地主は債權者という資格を、小作人は債務者という資格をうける。昔は直接的であり、今は迂回的であり、即ち私的の土地所有獨占の下における小借地人側の競争が地主のための主要な強制方法となつてゐる。」

資本主義化に就いてのこのよき理解の仕方は櫛田氏のみに限らない。

(1)(三) 櫛田氏前掲 三三七頁
(1)(四) 同右
(1)(五) 同右
(1)(六) 同右

三八七頁（傍點筆者）

一商業資本なるショーマは、内田義彦氏によつて次の如く的確に指摘批判せられてゐる。

「新地主」の論争は（土屋氏に依れば——筆者）諸侯の大土地所有と民間の地主的土地位所有との差は本質的であつて後者は多かれ少なかれ近代的なものだ。即ち「町人請負新田の經營にしても、土地兼併地主の經營にしても、封建的農業生産關係への商業資本、高利貸資本の侵蝕を見るべき」であり、「地主手作の場合、廟宇的利潤を認め小作料の場合には窮屈的には近代的時代の或は、直接的には封建的から資本主義への過渡的な時代の萌芽を認める」（土屋氏「日本資本主義史論集」三〇頁）……（論理には——筆者）……商業及び高利貸資本の農村侵入に近代化の現象を見、商品流通と貨幣資本のあるところそこに「窮屈的」には、近代的生産關係が現われて來ざるを得ないとする「勞農派」の「客觀論」的立場が鮮明に現わっている。」

（潮流第一卷第八號「資本主義論ノート三九頁）傍點内田氏。

ついでに、新地主の封建的性質は、古島敏雄氏の實證的研究に依つても確認せられた。「近代日本農業の構造」第四篇第二章第五節地主手作經營の時代的性格を参照。

次に、商業資本→産業資本なるシエーマと親近性のあるところの、過剰な人口に對する過少な耕地、それに原因する激しい競争、これが高率小作料を齎らし、引いては封建的色彩を與えているのだとする見解を検討しよう。

第一に、過剰人口は、軍事的必要と労働豫備軍を要求する資本の要求に基く人口政策——產兒制限をすら凡ゆる方法で抑壓した——によるものであること、過少な耕地は、山林原野の國家的及地主的獨占によること、即ち「地主ブルジョア的體制」の結果であることがある。この點には、問題はない。

然しこの原因たる獨占の性質を近代的所有權に基く近代的獨占と見る場合には、そのような競争の性質を自由なそれと見ることにならう。ところで、自由な競争あるところ必ず大經營による小經營の顛覆が表われたことは一應指して、こゝでは近代的所有權の本質をその形成過程を見ることによつて、検討する。以下川島武宣氏の示唆多き論述に従いつゝ、近代的所有權の系譜をたどろう。近代的所有權の特質の最も重要な一つは、その純粹に觀念的な

性質である。純粹に觀念的とは、近代的所有權が現實の物的支配事實と全く結びつかないで成立すると云う意味である。そしてこのタイトル的性質は、所有權の客體が、「價值」であることから規定される。即ち「客體の觀念的價值的性質こそ近代的所有權のタイトル的觀念性のもつとも重要な實質的內容を構成する」ところでかゝる客體の觀念的價值的性質は資本制經濟の必然的所産である。「資本制社會に於いてはすべての物は商品としての性質を帶びしめられる。商品としての物は・つねに他の物との相互的關聯の中に存在し。(そこ)に於いて) 物はその個別的な利用價值としての質を止揚し價值 Wert 一般としての量的存在に轉化する。かような轉化は資本制的生產、再生産の必然的所産であり、したがつて、近代的所有權の客體の「價值」としての觀念性は、資本制經濟の必然的所産に他ならない。」従つて、「特殊=近代的な、觀念的價值の支配權たるタイトルの歴史的起源は、物の商品的性質を生產および再生産によつて必然的ならしめたところのかのマニファクチャリズムに求められねばならない。したがつて、また言葉をかえていふならば、近代的所有權の觀念性的系譜は產業資本家の系譜そのものと一致することになるわけである。」

近代的所有權の系譜がかくの如くとすれば、その觀念性は、第二節に於いて考察された歴史的法則に鑑み、自生的な產業資本化の途に於いてはじめて、全經濟社會のすみすみまで文法的に、成立する筈のものである。而して自生的な產業資本化の途は、價值法則の貫徹によつてのみ展開し得たものであつた。價值法則の貫徹は、對等な立場に立つ小生產者の等價交換、土地なき労働者の運動に依つて支えられたものであつた。茲に土地なき労働者とは、豈かな、對等な立場に立つ小生產者を母胎として、土地と共に、封建的共同體的諸關係をぬぎすて來たところのそれであつた。労働者がその生活を支えるに足るだけの賃銀をうけとつてゐるということだけでなく、そのうけとり方が、封建

的共同體的な諸關係から免れていること、こゝに始めて、産業資本化への横桿となつた意味での價值法則の貫徹が行われるのである。

近代的所有權の系譜を以上のようにたどることが正しいとすれば、末期資本主義と一應規定し得る國々でも、その資本の系譜如何により、その歴史的性格が異つていたように、近代的所有權の性格は一様に近代的とは云い得ず、その本質としてはむしろ封建的なものに、形式的に外殻として近代所有權の衣を着せられているに過ぎないものもあり得ることを推論しても誤りとは云えない。従つて土地所有の獨占に基く自由な競争と云つても、その獨占の性質如何によつては、自由な競争ではなく、封建的強制をふくみ得ること。對等の地位に立つと云うも、産業資本家と地主の、労働者及び小作に対する關係は、兩者の獨占の性質が異れば、形式的には相似した對等（法律的な意味で）であり、又不平等（獨占と無一物との）であつても、その内容に於いて本質を異にすること、（競争と強制の差）これ又當然に導き出されることである。

はじめ、「觀念性」の純粹さに於いて兩者の區別を見て來たのであるが、行論上、所有權の保障のされ方に就きその區別點を求めるに、近代的所有權は、「まづ第一」に市民社會存立の必然的的前提として市民社會全體によつて尊重され保障され、つぎにその結果、市民社會の政治的投影としての市民的國家によつて——その權力に支えられる諸制度をとおして——保障される。」ところが「封建制社會に於いては、權利の保障は、個々の權利主體者から一應分離した政治的社會の制度による保障をうけるのではなく、まさに個々の權利主體者（所有者）その人の現實の力による保障を多かれ少かれ必要とする。……だから所有權は、まさに所有權をめぐる主體者の個人的な現實的事情に依存するのであり、所有權は（また一般に、封建制社會での權利、義務法律關係は）常にこのような現實的な諸關係の中に且

つ現實的諸關係として存在するところの現實的規範、現實的強制、現實的力關係の中にある。」

ところで、日本の村落に就いてはどうか。「部落會とか村役場とかの權力は、上の方は國家權力にまでつながつて行くところの一つの政治權力であるが、その權力の根據は何であるかと云うと、こゝではそれは本質に於いて權力的地位にある個人が本來もつているところの力であり、權威である。いゝかえれば、權力的地位にあるが故に權力をもつてではなく、本來權力をもつてゐるが故に權力的地位にあるのである。事態は、ある人がたまたま權力的な家に、しかも長男として、生れたと云うだけの事情からしてキモイリとなりオトナ百姓となつて行つた、封建制度下の「役人」の原理と、本質的に少しもかわつていない。」このような事實は、日本の農村に廣く見られると思う。その全國的な指標として、例えば、地方選舉に於ける地主的勢力の優位、農地委員會の會長に占める地主の割合をあげ得るだろう。従つて、地主の土地獨占の小作に対する壓力は、地主なるが故の壓力であつて、法律上認められた近代的所有權一般がら来る壓力とは異ると考え得るのではなかろうか。

(二八) シャー・リフ著「戦争と日本經濟」一三三—四頁

(二九) 川島武宣氏「近代的所有權の觀念性」季刊大學2

(三〇) 價値法則の實徵が、労働者の再生産可能の面からのみ考察されると、近代的労働者の決定的な點、自由な人格の持主たる、封建的共同體的諸關係から解放されている點が見失われる。表現としては、賃銀が慈惠的に支拂われるか、權利として支拂われているかにある。

(三一) 川島武宣氏「農地制度と農村社會構造」季刊大學2

然し、封建的土地位所有を、眼前の事實の分析により、その機構を見なければ問題は終結しないわけである。巨視的

には「應認得る封建的體制が、具體的な機構的解明と云う點になると必ずしも明確とは云い得ない。筆者の未熟なことがこのようない言葉をはかせるのであらうが、次の大塚久雄氏の問題提起に耳を傾けて頂きたい。筆者の責任に於いて要約すれば。

封建的と云つても西歐のそれとわが國のそれは微視的に見ると範疇を異にする程の差異がある。西歐に於いては、技術的に見て、三十エーカーの耕地を「數頭の牡牛に重い犁をひかせて耕した」農民の高い生産力。社會關係から云つて、家族制度の比重の軽いこと及びその支配原理が父長的恭順から双務契約的誠實の権利義務關係に移行していることが先ず考えられるが、その他「西歐封建社會に於ける中世都市及びキルドのすばらしい發達と生産力の昂揚、政治的獨立と封建的ヒエラルキー内部に於ける身分的上昇即ち所謂『封建的自由』」の獲得は誠に西歐封建社會に特徴的と云われ得る程目覺しいものである。又かのイギリスに於けるピュリタン革命をさしはさんで、二つの陣営即ち封建的アンシアン・レームの側と近代的ピュリタニズムの側の何れもが、共に自由を取つて動かす、自己の權利を飽までも主張していると云うあの光景は同じ封建的絕對主義と云つても一寸われわれには想像が出來ない。

更に西歐封建社會後期に於ける農村工業の廣汎稠密なる展開を「指摘出来る。かくの如き差がある以上、「西歐のそれを認識のモデルとして「封建的」なものゝ古典的構成を一應理想型に描き出して見る必要のあることを問題として」提起され、この課題は、その性質上、個人としては想像も出來ない位巨大な課題であると、「同學の協力を要請され」とある。

このように指摘されて論争史を顧みると、「封建性」に就いての理解か、歴史的事実にもとづいてなされているとの少いのに驚く。「理論過多症」の感じが強く、封建性を廻存する機構が、生産技術と、村落構造と、農民保護

の政策等々との関連に於いて解明されることは少なかつたようである。然しながら今やそれらの點か、日本封建史の研究、比較經濟史學の示唆、而して現在進行しつゝある土地改革の過程を通じて明らかにされつゝある。

一、生産技術の側面に留意することによつて封建的土地位所有の機構の一面が明らかとなつた研究に古島敏雄氏のそれがある。

肥料に就いて見れば、徳川時代は、殆んど自給肥料であつて、それは採草地より刈りとつて來て田に敷かれたのであるが、その量は多量にのぼりしかも田植前の限られた日数の間になしとげねばならぬ。採草地は通常入會地であつて、その利用は「石高所持に隨伴する性質をもつてをり、此處にも公式の所持者たる本百姓層の村落生活に於ける優位の物的基盤があり、かかる點に於いても、束縛された層より地主手作の大經營の必要労力は調達された」^(三四)のである。而して他に就職機會を求めることが出来ない低い生活程度の勞働力の存在が指摘される。つまり、水田經營の勞力需要の特質と低い生活程度の勞働力とが相俟ち、採草地利用の優先的地位を保障された本百姓の社會的支配力が確保される事情が説明せられているのである。

一般的に低い生産力の社會に於いては、僅かの生産手段の支配も社會的地位の優位を齎らすが、農業經營に於いては、土地所有が絶對條件となつてあり、土地に割する支配力の人小が、社會的身分のヒエラルキーを形成するとされるのである。右に見た如き自給肥料の唯一絶對的性質は、以上の關係を強化するものである。但し、自給肥料が金肥に變り、名子が零細小作に變つても、土地所有の絶對的支配力は變らない。上層自作として、又自作兼備軍としての小地主の農村に於ける高い地位を確保せしめる事情は、その生産力の低さの故に残るのである。とは云え、肥料と、工業方面からする勞働力需要の變化は、土地所有の絶對的支配力の弱化を示すものであり、

この點を無視しては、地主的土地位の壓力の指摘は可能であつても、その廢絶の物質的條件を見出すことが出来なくなるであろう。

山林原野の支配は、採草地のみならず、薪給源、燃料、山菜取り、牧場、として、又、用水利用、新田開發に於ける問題として、地主的土地位の絕對性に役立つてゐるのである。而して、そこから來る支配的地位と強制力は、近代的所有權の獨占より來るそれと區別すべきこと、前述の如くである。

一、先述大塚氏の提言に見られるように、わが國のアンシアン・レデムは、家族制度の頑強な殘存をもつて特徴づけられている。古代家父長制的、或いはアジア的な舊經濟社會構成が、徹底的に廢絶されることなく、つみ重ねられたところの、云はゞ「限度を知らないシンクレテイズム」とも呼ばるべき社會構成をもつてゐる。従つて、經濟外強制の形式は、封建制に特徴的なそれのみではなく、共同體的強制の形式をとることは、極めて自然と云わねばならない。フランスのアンシアン・レデムに於いて村落共同體的部落強制が、生産技術と住居形式に基づき、重要な役割を果したことか說かれるが、わが國に於いては、家族構造にもとづく村落構造、それより生じるところの村民相互間の——地主小作が中心なのであるか——束縛が示されている、そのような構造が明確に規定されるとき、例えば裁判権の缺如、課稅権の缺如、身分的束縛の缺如等々によつて主張せられた農村の近代化（近代化への過程）の誤りなることがより一層具體性をもつて明らかとなるのではあるまいか。

以上は、土地所有を中心とした封建性の維持残存せしめられる事情を検討して來たものであるが、それは、土地改革の意味を農民自身の問題として正しく把握せんが爲めてあつて、視點を變えて封建性の廢絶と云う點を中心に考察するとき、問題は全機構的に、全政治過程、經濟過程との相關に於いて考えられねばならない。維新以來の農民保

護政策、獨占資本の低賃銀勞働要求、軍事的必要等により維持せられた歴史的社會的全機構がそれであり、又敗戦後の國際的環境を無視出来ない。然し、この小論は、農地改革の意味を、農村内部の地主小作關係に實在する封建的諸關係を中心に検討することを目的としているので、行論に必要な限り筆者の見解を要約しておこう。

農民政策に就いては、一、食糧自給政策が、米價維持政策と相俟ち、劣等な耕地にも水田を開発させ、高率小作料と相俟つて、農業の進歩を阻げ、地主的土地位所有の強化を結果していること、二、しかし、地主の生産者的役割の喪失——恐らく大正九年を決定的轉期とする——に代つて、國家の行政が強化され（行政單位による耕地改良、土木事業、米價の危險負擔、農業會の國家代行機關化、戰時中準備された供出制度——代金納、二重制價格による小作料低下、地主保有米の廢止——）地主的土地位所有の機能從つて比重を變化せしめて來たこと、三、但し、かくの如き變化が體制的なものとなる爲めには、「外から」の壓力による農地改革を必要としたこと。次に資本主義發達が、軍事機械創出の必要から農村に過重な負擔をかけたこと、獨特な人口増殖政策をとつたことなどは、異論のないところであろう。これらの政治的經濟的機構は、土地所有の封建的性質の故に、封建性的維持の役割を果しつゝ、その機構自體が封建性を身につけていること。封建制維持の機構が全政治的なものではあるが、それによつて、土所地有それ自體に内在する封建的諸關係が否定されてはならないこと、以上である。

六

以上、わが國の土地所有の歴史的性格と、それを温存する機構の問題的看點を検討したのであるが、そのような性格と機構を基礎にもちながら本節冒頭に掲げた高率小作料（利潤の成立を許さず勞働にまで喰い込むところの）、日本の維新以來の自作農をも、「資本制への一の必然的な経過點」たらしめることが嚴と認んでいたと云える。封建的小經營より資本制經營への、經過點であり媒介體であり得る自由な獨立自營農民の成立が、體制として出來ていなか

つたのである。

然しながら、行論中、時折ふれた如く、地主的土地位所有は、生産力の發展と共に、その内容を、機能を變化し、弱化しつゝあることも又銘記せらるべきであつて、前述第一表に見られる如く、明治初年を一〇〇とする大正十五年の、玄米収量と實收小作料の關係を、東北區と近畿區と對照しつゝ見れば、東北區は、玄米収量一三九に對し實收小作料一八九と、地主的土地位所有の有利に結果し、近畿區は、玄米収量一一四に對し、實收小作料八九と、絕對的相對的に小作の有利に結果している事實及び最近に於ける東北區の地主的土地位所有の衰退の事實に、一般的な指標を見得るのである。

土地所有の封建性を示し得た場合、續いてその廢絶の條件を検出するため、その機構の全變化をより詳しく述べなければならない。然しこの小論では、その初步的基本的問題を明確にすることに限りたい。

(三三) 大塚久雄氏「所謂封建性的科學的反省」潮流、二十一年八月

(三四)

古島敏雄氏「家族形態と農業の發達」一五五頁、尙、同氏「近世日本農業の構造」第二篇共同體的土地慣行の再検討參照。

(三五) 「強制」は獨り領主對農民の關係を規定するばかりでなく、又農民相互間の諸關係をも制約する。かくて、農村共同體的「強制」は、封建的農業の生産技術・經營形態・土地制度に特徴的な仕方、例へば、開放地制度——混在地制度——耕地強制——及び強制共同放牧——三面制度——農民持分地制度——一言で云えど、封建的農業生産秩序の全機構の有機的「聯繫装置」を構成し、これを規定し、生産そのものゝ基礎を「封建的」に規制し固定せしめることによつて、それ自體農民層の分解に運動する。(高橋幸八郎氏「近代社會成立史論」農奴解放に就いて——三七頁)

(三六) 供出制度が、推新以來の地主的土地位所有に與えた影響は、一、明治六年の地租改正により、地租を國家に收める機能を地主が掌握し、一應小作料を確保し、それを地主作穀米と地租とにふりわけた機構が變り、農業會がその機能を果したことを明治の地租改正後米價の上騰が地主取前を増大した事情と對比せよ。

尚ほ念の爲め附記すれば、小作料に變つて現われた利潤の成立を許さぬ供出量は、その理由の一つを食糧の絶對的不足にもつだけに、土地改革が、全政治的經濟的課題と結びつかざるを得ないことこれである。

米の二重價格割下の水田小作料率

農林省「農地に関する統計」

| 反 當 小 作 料 率 | 當 收 量 | 現物表示 | | | |
|----------------------------|-------------|--------|--------|--------|----------|
| | | 昭和六年產米 | 一八年產米 | 二〇年產米 | 二一年產米 |
| 五〇% | 二石〇 | 九八・〇〇 | 一二五・〇〇 | 六〇〇・〇〇 | 一、一〇〇・〇〇 |
| 一・〇 | 四四・〇〇 | 四五・〇〇 | 四五・〇〇 | 五五・〇〇 | 七五・〇〇 |
| 一・〇 | 三八・〇〇 | 三八・〇〇 | 三八・〇〇 | 七五・〇〇 | 七五・〇〇 |

第三節 土地改革の評價について

前節に於いて筆者は、柳田氏の説明について、商業資本→産業資本のシエーマを指摘し、農業生産の近代化（乃至はそれとの過渡）を消極的に否定し、次いで近代的所有權の本質を歴史的に明らかにすることによつて土地所有の封建性を側面的に示し、更に、封建性を維持する機構を検出し、冒頭に見た封建的色彩の濃い土地所有の諸データと對比しつゝ、地主、小作關係それ自身の中にも、封建性を維持する機構のあることを示そうとしたのである。

この節に於いては、筆者の見解の、土地改革に對しても意味を明らかにしておきたい。

或る論者の如く、わが國の零細農か、維新以後その本質に於いて「過小農」でありとすれば、土地改革は原則的に無意味となる。農業經營の改革のみが問題となつて来る。

「農村の封建性は、土地制度そのものにあるのではなくして、わが國農業生産方法そのもの、その後進性にある。もう一度、いふかえれば、問題の小作料が封建的なではなく、日本農業の生産方法がなる封建的なのである。従つ

てその關係の一つの象徴として高率小作料があるのである。この生産方法の止揚なくしては、高率小作料の問題もまた徹底的には解かれない。」従つて今度「創定さるべき自作農はその生産方法から云えれば、依然として完全な小農であり、日本の農業經營はヨリ零細化することがあつても、ヨリ合理化することはない」とされる大内教授の主張に明確に見られるところである。教授は、この點に於いて今度の農地改革に對して最も手をひきやすい批判をされる。農業改革なくしては、農民の解放もあり得ないことは言うまでもないことである。然しわれわれは更に問題を進めなければならぬ。農業改革は何を起點として押し進めるべきかと。教授が、他の論文に於いて、貿易の再開と外國市場の確保に日本經濟の將來を賭けておられるのは、農地改革に對する右の理解と相補うものであると思われる。

然しながら、過去に於いて農業經營の共同化・機械化を阻んだ理由が、一つは技術的に機械體系の完成していなかつたこと、他は、社會的側面即ち、農村に於けるヒエラルキーの存在であつたことを想起しよう。又、現在、土地改革を徹底する爲め土地の共同管理を實施して行く過程に於いて、始めて封建的共同體的諸關係が排除せられ、共同耕作・機械化が現實の日程にのぼり、國內市場の起點が形成されつゝあるとされる事實に括目しよう。すなわち、農業改革は、土地改革の、徹底的遂行の過程を通じてはじめて現實の日程にのぼるのであり、共同化・機械化の準備がなされて行くのである。

右に見た如き事實は、「おくれた」農民には例外的な、期待し得ない事柄であろうか。否、かかる事實の基底には、維新以來の壓倒的寄生地主的土地位所有の重壓にも拘らず、つみ重ねられて來た農業生產力の發達、即ち、或は「生産中核體」として、或は「上向型」中堅自小作層として、把握せられ、支那農業との發展階段の差を指摘されて來た事實が横わる。これは、前節に於いてふれた地主的土地位所有の內容の變化と照應するものである。

とは云々現在、わが國の、解放せられんとする農民が、思ひの外、保守的な消極性を示した事實も無視出来ない。フランスに於いては、二世代を要したものと早くも身につけて居るのは、世界史的過程とのズレによる獨占資本の壓力に對する無力、戰時中負債を解消したことや食糧の絶對的不足による國民的地位の相對的向上感に起因する。だが、激しいインフレーション進昂の彼方、これらの保守性は、云わば二段階的飛躍を要求せられるのであつて、又、逆に舊體制への庇護を求める危險も多いわけである。この考えられる二つの方向に於いて「進歩」の味方たる爲めには、土地改革は輕視されてはならぬである。(一九四七・一〇・三〇) (本所研究員)

(三七) この大内教授の見解につき。一般的に言つて、凡ての時代の特定の生産關係は、その基底に、特定の生産力をもつてゐる。吾國の、土地所有が封建的諸關係をもつて居る基底に、封建的生産力があること、これも明らかである。問題は、その低い生産力を發展せしめない諸條件にある。教授が、高率小作料にあるのではないとさざることは、結局資本主義の後退性にその原因を求めておられると云えよう。そして、それが又貿易の再開へ日本死活の運命がかけられる論理となるのである。

(三八) 大内兵衛氏「農村民主化の途近からず」世界、二十一年八月號

(三九) 大内兵衛氏「日本は今後どれ程の人口を整い得るか」潮流、二十一年九月號、この論文は、賃借緩和を目的として書かれたものであるが、こゝに見られる論理に對する批判として、内田義彦氏「國內市場論」潮流、二十二年四、五月號

(四〇) 平野義太郎氏「その後の豊尻村」社會科學第八號、「農業近代化の前途」改造二十二年九月號

(四一) 近藤誠男氏「日本農業經濟論」

(四二) 栗原百尋氏「日本農業の基礎構造」

(四三) 山田盛太郎氏「支那稻作の技術水準」東亞研究所報一九四一年八月「支那稻作農家經濟の基調」(一九四二年二月) この點同氏「諸變革」に於ける中小農の崩落的地位の強調と對比せられたい。